

令和 8 年度 臨時的任用職員（一般行政事務）募集要項

職 務 内 容	(1) 林地開発許可の審査等に関する補助事務 (2) 土地対策に関する事務 (3) 公文書開示に関する事務 (4) 林野火災予防対策に関する事務 (5) 林地開発許可の統計に関する事務 (6) 前各号に掲げるもののほか、所属長が必要と認めること
募 集 人 員	1 人
募 集 対 象	・ パソコン（エクセル，ワード，電子メール等）操作が可能な方 なお，以下のいずれかに該当する方は，応募できませんので御了承ください。 1 拘禁以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から 2 年を経過しない者 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した者
勤 務 条 件 等	1 勤務時間 原則として，土日・祝日を除く，月～金曜日の 8 時30分～17時15分 （休憩時間：12時～13時） ※ 所属長が業務上必要と認めた場合には，超過勤務を命じ，時間外勤務が生じることがあります。 2 休暇 年次有給休暇，特別休暇が付与されます。 3 給与 給与は，鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。 基準となる給料月額は202,500円で，職務経験等のある場合には，この額に一定の基準で加算されることがあります。 4 諸手当 超過勤務手当，休日給を支給します。 通勤手当，期末手当，勤勉手当等の諸手当については，それぞれの支給要件に応じて支給します。
勤 務 地	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番 1 号 鹿児島県環境林務部森づくり推進課内
任 用 期 間	令和 8 年10月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで ※業務遂行能力等の実証を踏まえ，更新の可能性あり。
給 与 支 払 日	原則として毎月21日
退 職 金 制 度	有
加 入 保 険 等	健康保険，社会保険 災害補償制度の適用あり。 雇用保険は，原則，適用されません。

住 宅	無
応 募 方 法	・市販の履歴書（写真貼付，学歴及び職歴，志望動機を明記。）により，下記提出先まで持参又は郵送にて提出してください。（募集期限：令和８年９月８日（火）１７時必着） ・書類選考の上，順次，面接日時等を連絡します。 ・期限にかかわらず，早く締め切らせていただく場合があります。 ・選考の経過などについての問合せには応じられないものがありますので，あらかじめ御了承ください。
そ の 他	・通勤方法について，マイカー通勤も可能ですが，駐車場はありませんのであらかじめ御了承ください。 ・いただいた応募に関する個人の情報は，本募集・採用に関することにのみ使用し，応募の秘密については厳守します。 ・提出された履歴書は返却しません。（実際に任用された場合を除き，不採用となった段階で処分します。） ・地方公務員法第22条の３に規定する臨時的任用職員として採用します。 ・原則，敷地内禁煙です。

書類提出先及び問合せ先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番１号

鹿児島県環境林務部森づくり推進課

担当 黒石

TEL099-286-3385 ／FAX099-286-5611